

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 29 年度	次回見直し予定	平成 34 年度
条 例 名	地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例				
条 例 番 号	平成 23 年神奈川県条例第 48 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 1 節		
所 管 室 課	県民局くらし県民部NPO協働推進課				
条 例 の 概 要	地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により県民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「県指定法人」という。）を条例で定めるために必要な基準及び手続を定めるとともに、県指定法人の適正な運営組織及び事業活動の実施を確保するための措置等について定めることを目的とする。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ <small>現在でも必要な条例か。</small> ）	この条例は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号が条例で定めるとしている県指定法人に必要な基準や手続、運営を行う際の要件を定めたものであり、本条例は必要である。			
	有効性 （ <small>現行の内容で課題が解決できるか。</small> ）	県指定法人への寄附者が寄附金の 4 %（政令市在住者 2 %）の県民税の税額控除を受けることができるほか、県指定法人となることにより、寄附者が所得税の軽減を受けることができる認定特定非営利活動法人の認定基準の 1 つ（特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 1 号ハ）に適合することから、認定特定非営利活動法人への申請を促進する効果を有している。このほか、県指定法人となることで、法人の信用性が高まり、寄附金を募集しやすくなるなどの効果もあり、県内の寄附文化醸成に有効に機能している。			H29. 12. 31 現在 県指定法人数 56 法人
	効率性 （ <small>現行の内容で効率的といえるか。</small> ）	この条例は、指定に関する必要な基準及び手続等を明確に規定しているが、認定特定非営利活動法人が県指定法人の指定を受けている場合、毎年提出及び備置きが義務付けられる書類に重複するものがある。			
	基本方針適合性 （ <small>県政の基本的な方針に適合しているか。</small> ）	「かながわグランドデザイン」に基づき県が進める「NPOの自立的活動にむけた支援」の一環として、特定非営利活動法人の財源確保や県内の寄附文化醸成の一助を担い、県の基本方針に適合したものである。			
	適法性 （ <small>憲法、法令に抵触しないか。</small> ）	地方税法、特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 認定特定非営利活動法人に課せられる提出書類と備置書類の重複について改善の余地がある。		